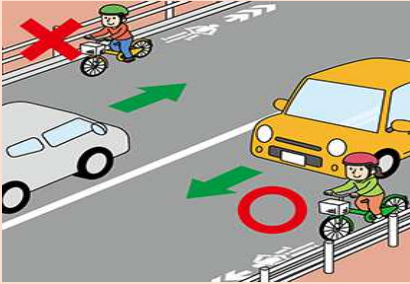


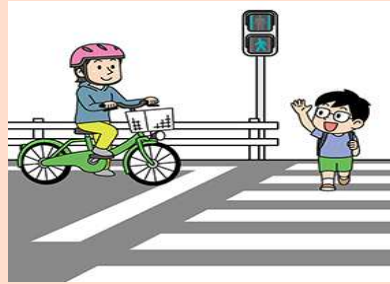
令和4年11月改定

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



- ② 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認



- ③ 夜間はライトを点灯



- ④ 飲酒運転は禁止



- ⑤ ヘルメットを着用



令和4年11月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定より

ひろしまけん
交通指導員だより

2022.11
第56号

発行：
広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

2022年
広島県交通安全
年間スローガン

「ゆるさない
ハンドル・スマホ
の二刀流」

「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（通称：広島県自転車条例）」が制定されました！

令和4年10月6日施行

- ・自転車の点検整備，幼児用座席でのヘルメット及びシートベルトの着用 **努力義務** など

令和5年4月1日施行

- ・自転車損害賠償保険等への加入 **義務** など

条例第13条 自転車利用者（未成年者を除く。）は，自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし，当該自転車利用者以外の者により，当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは，この限りでない。

「令和4年度交通指導員研修会」を開催しました！

令和4年10月21日（金）広島県運転免許センターにおいて，交通指導員研修会（参加者44名）を開催しました。講習に関するアンケート結果では，ほとんどの方が，大変参考になった又は参考になったとの評価でした。

- 講習①「交通事故発生状況及び最近の交通情勢について」 広島県警察本部交通企画課 山本忠士
- 講習②「児童への交通安全教育による行動変化を促すアプローチ」
～交通安全教育による行動変容調査結果や関係手法の提案～ 本田技研工業㈱デジタル推進課 西條昌宏

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

◇実施期間

令和4年12月1日(木)～10日(土)

◇スローガン

『ゆるさない ハンドル・スマホの ニ刀流』

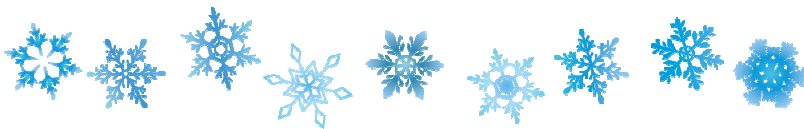
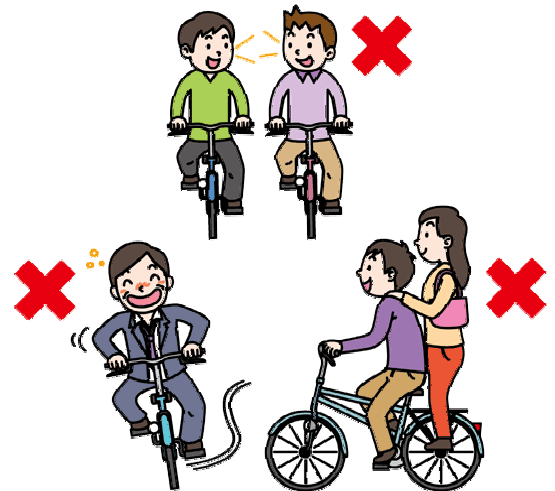
◇運動の重点

- 歩行者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 飲酒運転等の根絶
- 自転車の安全利用の推進



◇年末交通事故防止県民総ぐるみ運動開始式

- 令和4年12月1日(木)
午前11時15分から
県庁正面駐車場で実施します。
- 主催者あいさつの後、
交通安全自動車がパトロールに出動します。



歩行者の交通ルール遵守について！

信号のない場所を横断しようとするとき

保護者の方への指導ポイント

- ◆ 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
- ◆ 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、左右をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。特に、左方向から進行して車は、遠くにあるように見えても、横断中に近づいてくるので、注意しましょう。
- ◆ 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちましょう。そして、もう一度左右をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
- ◆ 道路を斜め横断しないようにしましょう。
- ◆ 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。
- ◆ 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気を付けましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがあるので注意しましょう。 ※交通の方法に関する教則から抜粋